

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年3月16日(2017.3.16)

【公表番号】特表2016-506861(P2016-506861A)

【公表日】平成28年3月7日(2016.3.7)

【年通号数】公開・登録公報2016-014

【出願番号】特願2015-558194(P2015-558194)

【国際特許分類】

A 6 1 M 1/34 (2006.01)

A 6 1 M 1/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 1/34 5 0 0

A 6 1 M 1/02 5 2 0

A 6 1 M 1/02 5 4 0

【手続補正書】

【提出日】平成29年2月10日(2017.2.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

チャンバ容積の範囲を画定する側壁と、  
前記チャンバ容積内に設けられ、膜容積の範囲を画定する可撓性膜と、  
前記膜容積と流体連通する入口と、  
前記膜容積と流体連通する出口と、  
を備えることを特徴とする分離チャンバ。

【請求項2】

請求項1記載の分離チャンバにおいて、前記可撓性膜は、複合液体が前記膜容積中に移送されると、膨脹することを特徴とする分離チャンバ。

【請求項3】

請求項1記載の分離チャンバにおいて、前記可撓性膜は、第1遠心力を受けると、膨脹して、前記側壁の内表面に接触することを特徴とする分離チャンバ。

【請求項4】

請求項1記載の分離チャンバにおいて、前記側壁は、段差を有する内表面を備えることを特徴とする分離チャンバ。

【請求項5】

請求項1記載の分離チャンバにおいて、前記側壁の頂部と係合し、前記チャンバ容積の範囲をさらに画定するキャップ部をさらに備えることを特徴とする分離チャンバ。

【請求項6】

請求項5記載の分離チャンバにおいて、前記キャップ部は、第1部分と第2部分とを有し、前記第1部分と前記第2部分の少なくとも一方は、溝部を有することを特徴とする分離チャンバ。

【請求項7】

請求項5記載の分離チャンバにおいて、前記出口は、前記キャップ部に設けられることを特徴とする分離チャンバ。

【請求項8】

請求項 5 記載の分離チャンバにおいて、前記入口は、前記キャップ部に設けられることを特徴とする分離チャンバ。

【請求項 9】

請求項 1 記載の分離チャンバにおいて、前記入口は、血液処理容器に流体接続されることを特徴とする分離チャンバ。

【請求項 10】

請求項 1 記載の分離チャンバにおいて、前記入口に流体接続される一方方向バルブをさらに備え、前記一方方向バルブによって、複合液体は前記膜容積に流入されることを特徴とする分離チャンバ。

【請求項 11】

遠心機ロータに取り付けられる血液処理容器と、  
膜容積の範囲を画定する可撓性膜であって、入口及び出口が前記膜容積と流体連通する可撓性膜と、  
を備えることを特徴とするディスポーザブル血液分離セット。

【請求項 12】

請求項 1 1 記載のディスポーザブル血液分離セットにおいて、前記可撓性膜は、細胞含有液体が前記膜容積に移送されると、膨脹することを特徴とするディスポーザブル血液分離セット。

【請求項 13】

請求項 1 1 記載のディスポーザブル血液分離セットにおいて、前記入口と流体連通し、前記膜容積内に延在する入口管をさらに備えることを特徴とするディスポーザブル血液分離セット。

【請求項 14】

請求項 1 1 記載のディスポーザブル血液分離セットにおいて、前記可撓性膜は、円柱形状の外面を備えることを特徴とするディスポーザブル血液分離セット。

【請求項 15】

請求項 1 1 記載のディスポーザブル血液分離セットにおいて、細胞分離チャンバをさらに備え、前記可撓性膜は、前記細胞分離チャンバ内に位置づけられることを特徴とするディスポーザブル血液分離セット。

【請求項 16】

請求項 1 5 記載のディスポーザブル血液分離セットにおいて、前記可撓性膜は、第 1 遠心力をうけると、膨脹して、前記細胞分離チャンバの内表面に接触することを特徴とするディスポーザブル血液分離セット。

【請求項 17】

細胞成分を分離する方法であって、前記方法は、  
全血含有液体を血液処理容器に移送する工程と、  
前記全血含有液体を少なくとも、細胞を含む第 1 成分と、第 2 成分とに分離する工程と、  
前記第 1 成分を可撓性膜によって範囲が画定された膜容積に移送する工程と、  
前記膜容積において前記第 1 成分から細胞を分離する工程と、  
前記膜容積から前記細胞を取り出す工程と、  
を有することを特徴とする細胞成分を分離する方法。

【請求項 18】

請求項 1 7 記載の方法において、前記全血含有液体を分離する工程は、ロータ上の前記血液処理容器を回転させることによって遠心力を付与することを有することを特徴とする方法。

【請求項 19】

請求項 1 7 記載の方法において、前記可撓性膜は、前記第 1 成分を前記膜容積に移送する工程の間、膨脹することを特徴とする方法。

【請求項 20】

請求項 1 7 記載の方法において、前記細胞を前記膜容積から取り出す工程の間、前記膜容積は、前記可撓性膜が収縮することによって減少することを特徴とする方法。